

一面

氏 名

※ 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」（譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分）についての確認事項は、二面をご覧ください。

項目 適用又は該当する項目に チェックしてください	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認 →
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2⑤) (譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分) ※ 株式等の譲渡等がない場合でも、翌年以後に譲渡損失を繰り越す場合には、連続して確定申告書を提出する必要があります。	① 本年前3年の各年分において、翌年以後に控除する譲渡損失の金額を記載した確定申告書を連続して提出していましたか。 ☐	☐
	② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」は作成・添付しましたか。 ☐ (通)	☐
	・ 本年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算」欄の記載はされていますか(①～⑥欄)。 ※ この場合、一面の「譲渡損失が生じた年分」の確認事項①を参照ください。 ☐	☐
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」は損失が生じた各年分の各欄に記載されていますか(④～⑥欄)。 ☐	☐
	・ 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑩～⑪欄)。 ※ 古い年分から順に、上段に上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額を、下段に分離課税配当所得等金額から差し引く金額を記載します。 ☐	☐
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)を控除する場合、⑨又は⑩欄は記載されていますか。 ☐	☐
	・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑫欄)。 ☐	☐
	・ 分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)を控除する場合、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか(⑬欄)。 ☐	☐
	③ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）第三表」は作成しましたか。 ☐	☐
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)を控除する場合、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 5項」と記載しましたか。 ☐	☐
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の譲渡に係る収入金額及び繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の金額は記載されていますか(㉞、㉟欄)。 ☐	☐
	・ 本年分の分離課税配当所得等金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び繰越損失額を控除する前の分離課税配当所得等の金額は記載されていますか(㉟、㊱欄)。 ☐	☐
・ 本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか(㊱、㊲欄)。 ☐	☐	
・ 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか(㊲欄)。 ☐	☐	

措：租税特別措置法

確定申告書の作成・提出は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

1 パソコン又はスマホから「国税庁ホームページ」へアクセス

2 「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成

▶ 画面の案内に沿って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

◎ スマホで申告する場合は、マイナポータル連携を利用すればさらに便利に！

マイナポータルから特定口座年間取引報告書の情報を取得することにより、申告することを選択した特定口座の情報が確定申告書に

自動入力されます！

「確定申告書等作成コーナー」はこちら→

3 e-Taxで送信して提出

▶ 送信に当たっては、マイナンバーカード及びマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーが必要です。

